

第五十八回国会 衆議院 商工委員會議録 第三号

昭和四十三年二月二十八日(水曜日)
午後零時三十五分開議

出席委員

委員長 小峯 柳多君

理事 天野 公義君

理事 鴨田 宗一君

理事 中川 俊思君

理事 堀 昌雄君

理事 小笠 公昭君

理事 海部 俊樹君

理事 坂本 三三君

理事 塩谷 一夫君

理事 田中 六助君

理事 武藤 嘉文君

理事 佐野 進君

理事 千葉 佳男君

理事 古川 喜一君

理事 吉田 泰造君

理事 岡本 富夫君

出席國務大臣

通商産業大臣

國務大臣

出席政府委員

公正取引委員會

委員長

土地調整委員會

委員長

經濟企画庁長官

官房長

經濟企画庁長官

官房會計課長

科學技術庁研究

調整局長

農林省農地局長

通商産業政務次

官

通商産業大臣官

房長

理事 宇野 宗佑君

理事 島村 一郎君

理事 中村 重光君

理事 玉置 一徳君

理事 大橋 武夫君

理事 小宮山重四郎君

理事 櫻内 義雄君

理事 田中 榮一君

理事 橋口 隆君

理事 岡田 利春君

理事 榎 兼次郎君

理事 中谷 鉄也君

理事 三宅 正一君

理事 近江已記夫君

出席國務大臣

通商産業大臣

國務大臣

出席政府委員

公正取引委員會

委員長

土地調整委員會

委員長

經濟企画庁長官

官房長

經濟企画庁長官

官房會計課長

科學技術庁研究

調整局長

農林省農地局長

通商産業政務次

官

通商産業大臣官

房長

通商産業省化學工業局長 吉光 久君

通商産業省鑛山局長 兩角 良彦君

通商産業省鑛山保安局長 西家 正起君

中小企業庁長官 乙竹 康三君

厚生省環境衛生局長 大橋 文雄君

厚生省環境衛生局水道課長 橋本 道夫君

厚生省環境衛生局公害部公害課長 田所 萌君

農林省農政局參事官 榎野 幸雄君

專門員 榎野 幸雄君

委員外の出席者

厚生省環境衛生局長 大橋 文雄君

厚生省環境衛生局水道課長 橋本 道夫君

厚生省環境衛生局公害部公害課長 田所 萌君

農林省農政局參事官 榎野 幸雄君

專門員 榎野 幸雄君

委員外の出席者

厚生省環境衛生局長 大橋 文雄君

厚生省環境衛生局水道課長 橋本 道夫君

厚生省環境衛生局公害部公害課長 田所 萌君

農林省農政局參事官 榎野 幸雄君

專門員 榎野 幸雄君

委員外の出席者

厚生省環境衛生局長 大橋 文雄君

厚生省環境衛生局水道課長 橋本 道夫君

厚生省環境衛生局公害部公害課長 田所 萌君

農林省農政局參事官 榎野 幸雄君

專門員 榎野 幸雄君

委員外の出席者

厚生省環境衛生局長 大橋 文雄君

厚生省環境衛生局水道課長 橋本 道夫君

厚生省環境衛生局公害部公害課長 田所 萌君

農林省農政局參事官 榎野 幸雄君

專門員 榎野 幸雄君

委員外の出席者

厚生省環境衛生局長 大橋 文雄君

厚生省環境衛生局水道課長 橋本 道夫君

厚生省環境衛生局公害部公害課長 田所 萌君

農林省農政局參事官 榎野 幸雄君

二月二十七日

昭和四十三年度韓國の輸入に関する請願(中垣國男君紹介)(第一八一三三號)

は本委員會に付託された。

本日の會議に付した案件

参考人出席要求に関する件

中小企業信用保險公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二五號)

中小企業投資育成株式會社法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二六號)

日本万国博覽會の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第四〇號)

金屬鉍物探査促進事業團法の一部を改正する法律案(内閣提出第四九號)

金屬鉍業等安定臨時措置法を廢止する法律案(内閣提出第五〇號)

通商産業の基本施策に関する件

經濟總合計劃に関する件

私的独占の禁止及び公正取引に関する件

鉍業と一般公益との調整等に関する件

○小峯委員長 これより會議を開きます。

この際、参考人出席要求の件についておはかりいたします。

すなわち、中小企業の振興及び金融に関する問題並びに貿易振興に関する問題について、それぞれ参考人から意見を聴取することとし、参考人の人選、日時等につきましては、委員長に御一任願いたいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○小峯委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

○小峯委員長 通商産業の基本施策に関する件、經濟總合計劃に関する件、私的独占の禁止及び公正取引に関する件及び鉍業と一般公益との調整等に関する件について調査を進めます。

官澤經濟企画庁長官から、經濟總合計劃についての所信を承ることにいたします。官澤經濟企画庁長官。

○官澤國務大臣 本年度のわが國經濟は、前年度に引き続き大幅な拡大を示し、實質一・六％程度の成長を遂げるものと思はれますが、國際收支面では七億ドルに及ぶ大幅な赤字が見込まれます。しかしながら、昨年度秋以来の景氣調整措置の効果は、金融面を中心として、徐々にあらわれ、今後次第に經濟全体に浸透し、國內經濟は、鎮靜化に向かうものと思ひます。

他方、わが國をめぐる國際經濟環境は、英國のポンドの切り下げ、米國のドル防衛策強化など不安定な要因が生じつつあり、わが國の國際收支改善の前途には険しいものがございます。

今後の經濟運営にあたりましては、國際收支の改善と物価の安定をはかり、あわせて中小企業の安定と高度化、流通の近代化、産業及び企業體質改善等を重点的に推進し、わが國經濟の體質を強化して長期にわたる經濟社會發展の基礎を整備してまいり所存でございます。

このような目標のもとに、財政金融政策を中心とする經濟政策の適切な運用により、四十三年度のわが國經濟の成長率は、實質で七・六％程度に、鉍工業生産の伸び率は九％程度になるものと考へます。

國際收支につきましては、現在の赤字基調は、なおしばらく継続するものと思はれますが、國內經濟活動の鎮靜化、海外景氣の立ち直りによつて、おそくとも明年一―三ヶ月には國際收支の均衡が達成できるものと期待しております。しかし年度間では本年度に引き続きなお三億五千万ドル程度の赤字は避けがたいものと考えます。國際收支をこの程度に改善するためには、格段の努力が必要であり、政府といたしましては、輸出の振興をはかるため、税制面、金融面などから特段の配慮をいたすこととしております。一方、發展途上國に対する經濟協力も、ますます重要となつておりますので、わが國としては、国力に応じ今後とも經濟協力を推進していく必要があると思ひます。このような観点から、經濟協力に重要な役割を果たしている海外經濟協力基金の業務範圍の拡大をはかるため、目下海外經濟協力基金法について所要の改正を検討いたしております。

当面、問題となつております消費者物価につきましては、本年度は四・五％の上昇の範圍内におさまる見込みであります。しかしながら、昨年度以降、物価の騰勢は強まっておりますので、明年度におきましては、年度中における上昇を最小限度に押えるようにとめ、四・八％程度の上昇にと

どめたいと考えております。

他方、卸売り物価につきましては、本年度は一・五％程度の上昇が見込まれますが、今後、景気調整措置の効果次第に浸透し、明年度においては一％程度の上昇になるものと考えます。

政府といたしましては、今後とも生産性の低い部門の近代化、流通機構の改善、労働力の流動化などの構造対策、公正な価格形成のための競争条件の整備など物価安定のための諸施策を一そう強力に推進してまいり所存でございます。また、物価の長期的な安定をはかり、経済の健全な発展を期するためには、その背後にある旧来の制度、慣行に再検討を加えることが基本的に重要であると考えます。政府は、財政体質改善のための第一歩を踏み出したのでありますが、新しい時代に即した新しい制度を確立するため、今後、真剣に取り組んでいかねばならないと考えております。国民生活を脅かしているのは、物価の上昇のみではありません。

わが国の経済社会は、昭和三十年代における高い経済成長の成果を享受し、国民の所得水準は大幅に上昇し、消費生活は急速に多様化、高度化しております。しかし、その過程において、住宅をはじめとする生活環境施設の整備の立ちおくれや、国民生活の安定をはばむ公害、交通事故など各種の障害が表面化しております。

政府といたしましては、これらの障害をできる限り除去するよう今後とも国民生活向上のための施策の充実につとめる所存でございます。特に、消費者行政につきましては、消費者保護のための各種の法令や制度の改善強化をはかるとともに、消費者の啓発活動を一そう進めてまいりたいと存じます。

次に国土開発について申し上げます。

国土の均衡ある発展をはかるため、政府は地域開発諸施策の推進に努力しているところでございますが、特に、地方における工業開発拠点として新産業都市や工業整備特別地域の建設整備につとめております。一方、離島、山村など開発のおく

れている地域については、その地域の特性に応じた産業の振興と社会開発推進のための施策を進めております。

内閣総理大臣は、先般の施政方針演説において、長期的な展望に立った重要な政治の課題の一つとして、都市化の進展に伴う地域社会の変化に対処することの必要性を述べておられますが、政府といたしましては、今後の地域開発推進の指針とするため、四十三年度中に新しい全国総合開発計画を策定することといたしております。これとあわせて計画の実効を確保するため、地域開発制度の体系的整備充実について、今後とも積極的に検討を進めてまいり所存であります。

産業の発展及び都市人口の増加に伴い、水資源の確保並びに水質保全の必要性がますます高まっております。

すでに利根川、淀川、筑後川、吉野川の各水系については、水資源開発基本計画に基づいて開発を進めており、木曾川水系につきましては、目下基本計画を策定中であり、さらに、今後、特殊法人整理の一環として、愛知用水公園を水源開発公園に統合するため、所要の法的措置について準備を進めております。水質の保全につきましては、従来から水質の調査及び規制水域の指定、水質基準の設定などに鋭意努力しておりますが、公害対策基本法の制定に関連いたしまして、目下、公共用水域の水質の保全に関する法律の改正について検討を進めております。以上、経済企画庁の主要な施策について申し上げます。本委員会及び委員各位の御支援と御鞭撻をお願い申し上げます。

○小委員委員長

次に、去る十二日付託になりました内閣提出、中小企業信用保険公庫法の一部を改正する法律案、同じく中小企業投資育成株式会社法の一部を改正する法律案、並びに去る十九日付託になりました内閣提出、日本万国博覧会の準備

及び運営のために必要な特別措置に関する法律の一部を改正する法律案、並びに去る二十四日付託になりました内閣提出、金属鉱物探鉱促進事業団法の一部を改正する法律案、同じく金属鉱業等安定臨時措置法を廃止する法律案を議題といたします。

中小企業信用保険公庫法の一部を改正する法律案

中小企業信用保険公庫法の一部を改正する法律案

中小企業信用保険公庫法（昭和三十三年法律第九十三号）の一部を次のように改正する。

第四條第二項中「第二十二條第二項」を「第二十二條第一項の保険準備基金又は同條第二項」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、政府は、それぞれの基金に充てるべき金額を示すものとする。

第十二條中第一号を次のように改め、第二号を削り、第三号を第二号とする。

一 政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）

第二十二條第一項中「六十五億圓」の下に、「第四條第二項後段の規定により政府が保険準備基金に充てるべきものとして示した金額に相当する金額」を加え、同條第二項中「同條第二項の規定による政府の出資金」を「同條第二項後段の規定により政府が融資基金に充てるべきものとして示した金額に相当する金額」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

中小企業信用保険公庫の保険事業の円滑な実施を図るため、同公庫に対する政府の追加出資に関する規定を整備する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

中小企業投資育成株式会社法の一部を改正する法律案

中小企業投資育成株式会社法の一部を改正する法律案

中小企業投資育成株式会社法（昭和三十八年法律第一号）の一部を次のように改正する。

第三條第四項中「七億五千万圓」を「十億五千万圓」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 中小企業金融公庫法（昭和二十八年法律第三十八号）の一部を次のように改正する。

第五條中「七億五千万圓」を「十億五千万圓」に改める。

理由

中小企業投資育成株式会社の事業の拡充を図るため、中小企業金融公庫が引き受ける中小企業投資育成株式会社の優先株式の発行価額の限度額を引き上げる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

日本万国博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

日本万国博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

日本万国博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律（昭和四十一年法律第五号）の一部を次のように改正する。

第五條を第六條とし、第四條の次に次の一条を加える。

（日本住宅公団の業務の特例）

第五條 日本住宅公団は、日本住宅公団法（昭和三十年法律第五十三号）第三十一條に規定する業務

のほか、政府の招請に応じて博覧会に参加する外国政府及び国際機関の博覧会に係る事業に従事する目的で日本国内に滞在する者の居住の用に供される住宅及び当該居住者の利便に供される施設を、博覧会協会に対し、同条各号に掲げる業務の遂行に支障のない範囲内で賃貸することができ、この場合においては、当該住宅及び施設の賃貸を同条に規定する業務とみなして同法の規定を適用する。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

日本万国博覧会の円滑な準備及び運営に資するため、これに参加する外国政府等の同博覧会に係る事業に従事する者の住宅等を確保する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

金属鉱物探鉱促進事業団法の一部を改正する法律案

金属鉱物探鉱促進事業団法の一部を改正する法律

理由

金属鉱物探鉱促進事業団法（昭和三十八年法律第七十八号）の一部を次のように改正する。

（目的）

第一条 金属鉱物探鉱促進事業団は、金属鉱物の探鉱に必要な資金の貸付け及び地質構造の調査その他金属鉱物資源の開発を促進するために必要な業務を行なうことにより、優良な金属鉱物資源の確保を図り、もつて金属鉱業の国際競争力の強化と金属鉱産物の安定的かつ低廉な供給に資することを目的とする。

第十八条第一項第一号中「資金」の下に「その資金を供給するために必要な資金を含む。」を加え、同項第二号及び第三号中「金属鉱物の探鉱」を「国内における金属鉱物の探鉱」に改め、同項第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同項第七号

とし、同号の前に次の三号を加える。
四 海外における金属鉱物の探鉱に必要な地質構造の調査（国及び事業団以外の者がその費用の一部を負担するものに限る。）
五 海外における金属鉱物の探鉱及びこれに附属する選鉱、製錬その他の事業に必要な資金（その資金を供給するために必要な資金を含む。）に係る債務の保証
六 海外における金属鉱物資源の開発に関する情報又は資料の収集及び提供
第十八条第二項中「第三号」を「第五号」に改める。

第二十條第二項を次のように改める。
2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、通商産業省令で定める。
第三十二條第二号中「第十八條第二項」の下に「第二十條第二項」を加える。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

優良な金属鉱物資源の確保を図ることにより、金属鉱業の国際競争力の強化と金属鉱産物の安定的かつ低廉な供給に資するため、金属鉱物探鉱促進事業団の業務に海外における金属鉱物の探鉱に必要な資金の貸付け及び地質構造の調査を加える等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

（目的）

金属鉱業等安定臨時措置法を廃止する法律案
金属鉱業等安定臨時措置法（昭和三十八年法律第百十六号）は、廃止する。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。
2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理由

最近における金属鉱業等の実情にかんがみ、金属鉱業等安定臨時措置法を廃止する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○小基委員長 まず、各案について順次その趣旨の説明を求めます。椎名通商産業大臣。

○椎名通商産業大臣 ただいま提案になりました中小企業信用保険公庫法の一部を改正する法律案の提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

最近の中小企業を取り巻く経済環境は、長期的には労働需給の逼迫、発展途上国に対する特惠関税の供与、資本自由化等の問題をはらんでいる上に、当面、昨年九月以来の金融引き締め措置の影響を受けて、特段のきびしさを加えておることはすでに御承知のとおりであります。

このような事態に対処するため、政府は、各般の施策を鋭意推進しているところでありますが、特に中小企業金融については、政府関係金融機関を通じて中小企業者に直接政府資金の貸し付けを行なうとともに、信用補完制度によつて民間資金を中小企業に誘導し、もつてその円滑化につとめているところであります。

しかるに、昭和四十二年度においては、信用補完の第一線にある信用保証協会の代位弁済が急増し、これが中小企業信用保険公庫の保険金支払いに反映し、当公庫の保険準備基金が大幅に減少するに至つたのであります。昭和四十三年度に入つてもこの傾向はなお継続するものと予想されます。

政府は、このような状況に対処して信用補完事業の一その充実をはかるため、昭和四十三年度において中小企業信用保険公庫に対し九十五億円を出資することとし、そのうち二十五億円を保険準備基金に充てることとして、もつて保険事業の円滑な遂行に遺憾なきを期する所存であります。

このため、本法律案は、中小企業信用保険公庫法を改正して、当公庫に対する政府の追加出資に関する規定及び基金に関する規定を整備し、あわ

せて役員の方格条項に関する規定の整備を行なうとするものであります。以上がこの法律案の提案理由及びその概要であります。

何とぞ慎重御審議の上、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

次に、中小企業投資育成株式会社法の一部を改正する法律案の提案理由及びその概要を御説明申し上げます。

中小企業投資育成株式会社は、中小企業の自己資本を充実させ、その健全な発展をはかるための特殊会社として、中小企業投資育成株式会社に基き、昭和三十八年十一月東京、名古屋、大阪の三都市に設立されたものであります。

申し上げるまでもなく、資本取引の自由化、発展途上国製品の進出あるいは労働力需給の逼迫等わが国の中小企業を取り巻く内外の環境にはきわめてきびしいものがあり、これに対処するため中小企業の経営の基盤を強化する必要に迫られている現状におきまして、中小企業に対する投資育成事業の重要性は一段と強まっております。

幸いに、中小企業投資育成株式会社の事業は、設立後四年余りを経過し、ようやく充実してまいりましたが、他面、業務の拡充に伴い、その業務の運営に必要な資金を調達するとともに経理的基礎を固めるため、資本金を増額する必要が生じてまいりました。

このような実情にかんがみまして、今回中小企業投資育成株式会社の資本金を増額するため、中小企業金融公庫が引き受ける優先株式の発行価額の限度額を三億円増額し、十億五千万円といたしまして、中小企業投資育成事業の一その強化拡充をはかるうとするものであります。

以上が本法律案の提案理由及びその概要であります。何とぞ慎重御審議の上、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

明申し上げます。

昭和四十五年三月から六か月にわたって、大阪千里丘陵において開催される日本万国博覧会は、アジアで、初めて開催される世紀の大祭典でありまして、その有する意義は、まことに大きなものがあります。このため、政府といたしましては、会場建設、関連施設の整備等の諸般の準備に万遺憾なきを期しておるところであります。とりわけ外国政府及び国際機関の参加状況いかんが日本万国博覧会の成否を決する重大な点であると考えられますので、今日まであらゆる手段を講じて、海外招請活動を積極的に推進してまいりました。その結果、現在までのところ二十四カ国が公式に参加の意向を表明しており、参加することが、ほぼ確実と見込まれる国を含めると、参加予定国は三十カ国以上になっております。このほか、なお多数の国が参加の方向で検討中であり、今後、一そう強力かつ効果的な招請活動を推進することによって、モントリオール博の六十一カ国を上回る数の外国の参加を得ることが期待されております。

このような外国政府及び国際機関の参加に伴って、その展示館の建設、運営のため相当数の建設技術者、職員等の外国人従業員の来日が予想されますが、このような外国人従業員に対して、宿舍その他の点で十分な便宜をはかる必要があります。このような配慮は、同時に、今後の外国政府等の参加を促進する上にも大きく寄与するものと考えます。とりわけ宿舍につきましては、生活様式の相違等から、適切な対価による大量の宿舍を民間に求めることは著しく困難な事情にあります。

その解決策として、日本住宅公団が会場付近に建設する住宅を財団法人日本万国博覧会協会が一時借り受け、外国人従業員に提供することが最も時宜にかなった方法であると考え次第であります。そのため、この法律案においては、日本住宅公団法に規定する同公団の業務のほかに、本来の業

務の遂行に支障がない範囲内で外国人従業員に住宅を提供することができるよう所要の規定を設けることといたしております。

以上がこの法律案の提案理由及びその要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

次に、金属鉱物探鉱促進事業団法の一部を改正する法律案の提案理由及びその概要を説明申し上げます。

金属鉱物探鉱促進事業団は、金属鉱産物の貿易自由化がわが国鉱業に及ぼす影響に対処して、その国際競争力の強化に資するため優良資源の確保をはかることを目的として、昭和三十八年に設立され、探鉱資金の貸し付け、広域調査及び精密調査を行なう、国内の探鉱に大きな成果をあげてまいりました。

この間、政府及び民間の努力により、わが国金属鉱業の合理化が進められ、また鉱産物の国際市場が高水準に推移したこともあって、貿易自由化は順調に実施されてまいりました。しかるに、最近において、わが国経済が本格的な開放体制へ移行し、また経済の成長に伴って鉱産物需要が年々著しく増大するなど、わが国鉱業をめぐる情勢は大きく変わりつつあります。このような情勢にかんがみ、今後は金属鉱業の国際競争力の強化とともに、鉱産物の安定的かつ低廉な供給の確保をはかることが鉱業政策の基本的方向となるものと考えます。

すなわち、わが国の金属鉱産物の供給の現状を見ますと、増大する需要に対して、国内の資源的制約により海外からの供給に依存する度合いが逐年増加している状況にあります。このことは、基礎資材である金属鉱産物の安定的かつ低廉な供給の確保の見地から重大な問題であり、近年におきましても、銅など主要金属鉱産物の需給価格が国際的に逼迫した際にはわが国経済も大きな影響を受けましたことは記憶に新しいところであります。かかる現状にかんがみ、金属鉱業の国際

競争力の強化と金属鉱産物の安定的かつ低廉な供給を確保するためには、国の内外における探鉱を促進し、優良な資源の確保に一段と力を入れることが喫緊の要務であると申さねばなりません。

従来、政府といたしましては、金属鉱物探鉱促進事業団を中心として国内における探鉱の推進を行なうてまいりましたが、以上申し上げた見地に立つて、今後はさらに国内における探鉱を積極的に充実してまいるとともに、海外においてもわが国みずからの手による金属鉱物資源の開発を推進することがきわめて必要であると痛感している次第であります。このためには、金属鉱物探鉱促進事業団の業務を海外にまで拡大することにより、国の内外にわたる資源開発体制の確立をはかることが最も適切な方策であると存じます。

かかる趣旨にかんがみ、この法律案は、金属鉱物探鉱促進事業団が、従来の国内業務に加えて、海外における金属鉱物資源の開発に必要な業務を行ない得ることとする等の改正を行なうとするものであります。

次に、この法律案の内容につきまして、その概要を御説明いたします。

第一に、目的を改正して、事業団は国の内外における金属鉱物の探鉱資金の貸し付け等の業務を行なうことにより、金属鉱業の国際競争力の強化と金属鉱産物の安定的かつ低廉な供給に資することを目的とするように改めることとあります。

第二に、事業団の業務に海外における金属鉱物の探鉱に必要な資金の貸し付け及び地質構造の調査、海外における金属鉱物の探鉱等に必要資金にかかる債務の保証ならびに海外における金属鉱物資源の開発に関する資料または情報の収集及び提供の業務を追加する等の改正を行なうとするものであります。

以上、この法律案の提案の理由及びその概要を御説明申し上げます。何とぞ慎重御審議の上、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

次に、金属鉱業等安定臨時措置法を廃止する法律案の提案理由及びその概要を御説明申し上げます。

金属鉱業等安定臨時措置法は、昭和三十八年に金属鉱産物の貿易自由化が金属鉱業等に及ぼす影響に対処して、鉱産物の生産費の引き上げを促進するとともにその生産及び価格を安定させる等金属鉱業等の国際競争力を強化するための措置を講ずることにより、わが国金属鉱業等の安定をはかることを目的として制定された法律であります。

政府といたしましては、同法に沿って合理化計画を策定し、合理化目標を達成するため、必要な資金のあつせん等の援助をすることにより、わが国金属鉱業等の計画的な合理化を推進してまいりましたが、民間の努力も相まって合理化は相当程度成果をあげてまいりました。また、この間、非鉄金属の価格が国際的に高水準に推移したこともあり、同法制定の趣旨でありました鉱産物の貿易自由化による金属鉱業等の混乱の回避という目的は一応達成されるに至ったと考えられるのであります。

今後は、わが国経済の開放体制への移行や、鉱産物需要の著しい増大などが国産資源の開発を促進する変化にかんがみ、内外の優良資源の開発を促進することにより、わが国産資源の国際競争力の強化と鉱産物の安定的かつ低廉な供給の確保をはかることがわが国金属鉱業に課せられた喫緊の要務であると考えられるのであります。政府といたしましては、かかる課題の達成のため、別途金属鉱物探鉱促進事業団法の一部を改正し、同事業団を中心とする探鉱開発体制の充実を進めていくこととしていた次第であります。

以上申し上げましたような事情にかんがみ、また金属鉱業等安定臨時措置法は、五年間の臨時法として制定されたものであり、本年三月三十一日までに廃止することとなっておりますので、このたび同法を廃止することとしたものであります。

以上、この法律案の提案の理由及びその概要を

御説明申し上げました。

何とぞ慎重御審議の上、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○小峯委員長 以上で提案理由の説明は終わりました。各案に対する質疑は後日に譲ることにいたします。

○小峯委員長 次に、公正取引委員会委員長から公正取引委員会の業務概況について説明を聴取することにいたします。山田公正取引委員会委員長。

○山田政府委員 昭和四十二年におきます公正取引委員会の業務の概略につきましては、かねてお手元に資料をお届け申し上げたのでございますが、そのうち主要の点につきまして本席をもって御説明をさせていただきますと存じます。

まず昭和四十二年には、本委員会で御審議いただきました私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律が施行されまして、高松地方事務所の設置、定員二十九名の増員などによりまして公正取引委員会事務局の機構も漸次拡充されてまいりました次第でございます。

次に私的独占禁止法の施行に関する業務といたしましては、まず国際契約等の届け出は八百七十六件にのぼりましたが、企業合理化をはかるための技術導入契約がその大部分を占めておる現状でございます。

また、会社の合併、営業譲り受け等の届け出はそれぞれ九百四十六件、二百八十六件となっております。その内訳を見ますと、中小規模の会社、近代化、合理化のために合併等を行なうものが大部分でございます。私的独占禁止法上問題となるものはございませんでした。

再販売価格維持契約制度につきましては、物価対策の見地から、その規制の強化をはかることといたしまして、規制すべき問題点の検討、外国の立法例及びその経済的育景の調査、検討並びに現行指定商品の契約実施状況及び法的要件の適否に

つきまして検討を行なつてまいりました。

なお、昭和四十二年における再販売価格維持契約の成立届けは十四件、累計百五十四件となっております。また新たに契約を実施いたしました製造業者の数は八社で、十二月末現在八十九社が契約を実施しております。

次に、不況カルテルにつきましては、景気の回復につれて漸次減少いたしまして、四十二年三月三十一日をもって廃止されました外装用ライナーを最後としてすべての不況カルテルはなくなりまして次第でございます。

合理化カルテルにつきましては、マーガリン、ショートニングなど五品目につきまして、いずれも実施期間の延長を認可いたしました。

不正な取引方法に関する業務といたしましては、不当な歩積み・両建て預金につきまして昭和四十二年五月末及び十一月末の二回にわたって貸し出し先の中小企業者を対象に、その実態を把握するためアンケート調査を実施いたしました。

が、五月末現在におきましては、従前に比しまして相当改善のあとがうかがわれましたものの、まだ十分満足すべき状態ではございませんで、また十一月末の結果につきましては、たゞいま集計中でございます。追って御報告できるものと考えております。

公正取引委員会といたしましては、調査の結果を慎重に検討いたしますとともに、大蔵省の行政指導の成果をも勘案いたしまして、適切な措置をとつてまいりたいと考えております。

私的独占禁止法違反被疑事件につきましては、昭和四十二年中に百六十七件につきまして審査を行ない、そのうち法的措置をとりましたものは、審判開始決定四件、勧告九件、審決四件となっております。

おりまして、牛乳、プロパンガス等の価格協定事件、家庭電器、清涼飲料の再販売価格維持事件などがそのおもなものでございます。このほか家庭電器製造業者によるテレビジョンの価格協定事件など十二件につきまして審判を行なっております。

次に下請代金支払遅延等防止法の施行に関する業務といたしましては、昭和四十二年中に、下請代金の支払い状況を中心に五千八百八十八の親事業者の事業所に対して調査を行ない、そのうち十件につきまして法第七条の規定に基づく勧告を行ない、四百三十一件につきましては行政指導による事態の改善措置をとりました。

また、手形期限の短縮を促進いたしますため、主要業種ごとに標準的な手形期限を設け、関係団体の協力を得て、その周知徹底をはかつてまいりましたが、昭和四十二年中には、機械工業、紡績業、化繊工業、鉄鋼業、非鉄金属工業について手形サイトの標準を定めまして。

不当景品類及び不当表示防止法の施行に関する業務といたしましては、第三条の規定に基づきまして、事業者に対する景品類の提供に関する事項の制限、トマト加工品業における景品類の提供に関する事項の制限を告示いたしまして、第六条の規定に基づき過大な景品つき販売を行ないました販売業者二名、不当な表示を行ないました販売業者、宅地建物取引業者など二十七名に対して排除命令を行ないました。そのほか、カレーこししょう薬など四件について公正競争規約を認定いたしました。

また、同法の運用に資するため、消費者モニターを選定いたし、景品つき販売、不当表示の意見を求め、これを公正取引委員会の行なう消費者行政に反映させるようにいたしました。

このほか、昭和四十二年における経済実態の調査といたしましては、企業間信用調査、管理価格の調査、主要会社百社及び系列会社の資本、営業利益及び付加価値の集中状況の調査等がそのおもなものでございます。

最後に、昭和四十三年度の公正取引委員会の予算案でございますが、本国会にお願いいたしております公正取引委員会の予算は、総額四億一千四百九十七万一千円でございまして、昭和四十二年と比較いたしました五十六百三十万一千円の増額となっております。事務局定員五名の増員、

独占禁止法施行経費、不当景品類及び不当表示防止法施行経費の増額がそのおもなものとなっております。次第でございます。

今後、公正取引委員会の業務は従来にも増して繁忙の度を加えるとともにその重要性を増すものと考えておりますが、皆さま方各位の御支援を賜りまして重責を果たしたいと思っております。何とぞよろしく御指導、御鞭撻のほどをお願いいたします。まして私の説明といたします。

○小峯委員長 次に、土地調整委員会委員長から土地調整委員会の事務処理の概要について説明を聴取いたします。黒河内土地調整委員会委員長。

○黒河内政府委員 ただいまからお手元に配付してあります昭和四十二年土地調整委員会事務処理の概要に基づきまして、かいつまんで御説明を申し上げます。

当委員会の所掌事務を大別いたしますと、第一は鉱区禁止地域の指定等に関する事務であります。第二は鉱業権の設定その他鉱業、採石業または砂利採取業に関する特定の行政処分に対する異議の裁定に関する事務であります。第三は事業認定、取用裁決等、土地取用等の関係の行政処分に対する不服審査関係の主務大臣に対する意見の回答に関する事務であります。第四は、以上三種に属しないその他の事務でございます。これらに関する処理案件は年々増加の傾向にありまするが、ことに昭和四十二年はその傾向の著しいものがありました。

以下、これらについて、ただいま述べた四つの種類ごとに総括して説明申し上げます。

第一に、鉱区禁止地域指定等についてでございますが、昭和四十二年中に当委員会で処理手続を進めましたものは十三件でありました。いずれも鉱区禁止地域の指定請求事業であつて、その解除の請求はありません。その請求理由は、ダム関係のものが十一件で大部分を占めておりまして、その

他は、水道水源、景観、文化財、観光地等の保護に関するものであります。請求者別に見ますと、建設大臣四件、農林大臣三件、都道府県知事六件でありまして、請求面積は最小のもので百二十五ヘクタール、最大のものは二千四百三十ヘクタール、平均千ヘクタール余となっております。このうち処理を了したものは四件で、そのうち一件については一部処分がありますが、他の九件とともに目下審議中であります。

なお、その指定に際し、通商産業局長に対しては、鉱業権の取り消し等の勧告を行なった事案はありませんでした。

第二に、異議の裁定についてであります。昭和四十二年中当委員会に係属した事案は六件で、これらの事案は、鉱業に関するもの四件、砂利採取に関するもの二件であつて、鉱業法の規定による通商産業局長の処分に対するもの及び河川法の規定による河川管理者の処分に対するものそれぞれ二件、海岸法の規定による処分に対するもの及び森林法の規定による処分に対するものそれぞれ一件であります。そのうち一件については申請の取り下げがあり、また一件は請求の理由が不適法なものであるとして却下の決定をいたしました。他の四件のうち二件は公開審理を了し、他の二件は目下継続審理中であります。

第三に、土地収用等の不服審査等に関する意見についてであります。昭和四十二年中に当委員会では処理手続を進めましたものは二十件で、いずれも建設大臣が意見を求めてきたものであります。これらの事案は、道路関係十一件、地方鉄道、空港関係四件合計十五件が交通関係でありました。そのほかに電力関係、住宅関係各二件、その他一件となっており、その約半数は東京都と大阪府に集中しております。

これらの事案はすべて収用委員会の収用裁決を不服とするものであります。実質的には事業認定に対する不服をも包含しているものが相当ありました。

これらの事案のうち十三件については回答済み

であり、一件は審議中取り下げがあつて処理済みとなりましたが、その他の六件については引き続き検討中であります。

第四に、その他の事務についてでございますが、当委員会関係の法令の整備を進めましたこと以外には、この際特に申し上げべきものはありません。

以上をもちまして、はなはだ簡単でございますが、当委員会の昭和四十二年中の事務処理の概要を申し述べさせていただきます次第であります。

なお、土地調整委員会設置法に定められた所掌事務処理状況の報告書を目下準備中であり、近く所定の手続を経てお手元にお届けいたしますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

○小室委員長 この際、昭和四十三年度通商産業省関係予算につきまして、説明を聴取することにいたします。大蔵通商産業大臣官房長。

○大蔵通商産業省 昭和四十三年度の通商産業省関係予算案及び財政投融資計画について御説明申し上げます。

まず、通商産業省所管の一般会計予算案につきまして、総額八百六十八億六千五百万円でありまして、前年度当初予算に対し一六・一％の増、補正後予算に対し一二・二％の増となっております。

次に、重点事項別に予算案の内容を見てみますと、企業体質の強化と産業構造改善の促進につきまして、一般会計では繊維工業構造改善事業の推進に必要な予算を計上いたしております。中小企業振興事業団による繊維産業近代化融資のための資金を含め、繊維産業構造改善事業全体の一六％相当分の事業を行なう等のため前年度比七・二％増の九十三億一千七百万円を計上しております。

中小企業対策の拡充強化につきましては、前年度比一四％増の二百七十三億七千五百万円を計上しており、二年目を迎えました中小企業振興事業団の事業規模の拡大をはかるため、共同工場、団

地等に対する融資規模につきまして前年度比一八％の増、繊維産業近代化融資につきまして、前述のとおり全体計画の一六％相当分の資金を確保し、同事業団の事業運営費として前年度比三八％増の百六十二億七千五百万円を計上しております。

また、中小企業の技術開発力の強化をはかるため、公設試験研究機関の試験研究の助成に一億三千六百万円、国立試験研究機関が行なう中小企業関連試験研究に三千九百万円、さらに、中小企業者自身が行なう試験研究の助成を一段と強化することといたしまして、従来からの補助金を九千七百万円に増額いたしますとともに、新たに、業界団体が行ないます共同研究所設備に対しその設備費を助成することといたしまして、四十三年度は玩具及び印刷合わせまして五千二百万円を計上しております。このほか、技術指導事業費等を含めまして中小企業技術振興対策として前年度比二六％増の七億五千二百万円を計上しております。

さらに、指導事業の充実を期するため、商工会、商工会議所、中小企業団体中央会の指導員、補助員のベースアップをはかりますとともに、新たに期末手当一カ月分を補助するほか、中小企業総合指導所の全府県設置を完了することといたしております。

なお、小規模企業対策の一環として、機械類貸与事業を拡充することといたしております。技術開発の培養と技術的最先端産業の振興につきましては、前年度比一七％増の百七十七億一千八百万円を計上しております。

まず、大型プロジェクト研究開発につきまして、前年度比十二億三千五百万円増の三十九億円を計上し、既存四プロジェクトの充実を期することといたしております。

○小室委員長 大蔵通商さん、ちょっと待ってください。資料がありますので、説明を省略して会議録に載せていただくようなことで便宜計らいたいと思ひます。

通商産業省と経済企画庁の予算の説明は、資料がございまして、これを会議録に載せることに

して説明を省略いたしますこととよろしゅうございませう。

○小室委員長 異議なきものと認め、さように計ります。

○小室委員長 通商産業の基本施策に関する件について調査を進めます。

質疑の申し出がありますので、これを許します。古川喜一君。

○古川喜一君 前に与えられた時間が三十分でございまして、イタイイタイ病に關係する問題で二、三質問を申し上げたいと思ひます。

最初に大臣に一点伺いたいのですが、あなたは富山県に起きておるイタイイタイ病の状態を御承知であるかどうかということ伺いたないのであります。

○権名国務大臣 病氣にかかれた御本人が上京をしまして、そしてお目にかかったことがありま

○古川喜一君 政務次官のほうはどうですか。

○藤井政府委員 御地元からの御陳情も受けまして、一応心得ておるつもりであります。

○古川喜一君 大臣は患者から陳情を受けた点だけを御承知のように思ひますが、これは機会あるごとに申し上げておりますように、昨年までに患者数は二百五十名、死亡者は百二十名といわれておりますので、この人的被害から申し上げますと、日本における最大の公害といわれておるわけでありまして、でありますから、もっと詳しくこの点を理解をしておいていただきたいと思います。

昨年の十二月十四日の衆議院産業公害対策特別委員会でも私たちが質問を申し上げましたし、さらに昨年の十二月十五日、参議院産業公害及び交通対策特別委員会でも参考人をお呼びしていろいろ議論をしておられますので、その議事録を読んできただけでも十分理解していただけたと思ひます。さらにまた、局長のほうでもその点詳しく大臣並びに

次官に説明をして理解を深めておいていただきたいと思ひます。

そこで御質問申し上げますが、昨年の第五十七回国会の産業公害対策特別委員会、私の質問に答えて、西家局長は、「私もこれから調査をしたい。もうすでに一部始めておりますが、」過去の水のデータがないものでございまして、これを類推するために、いろいろ当時の採鉱、選鉱、製錬状況あるいは記録等によりまして、また今後現実に堆積物の分析等、あるいは厚生省の行なつておられる調査結果等を参考にいたしまして、原因追求をやつてまいりたい、と述べておられるわけですが、その後どの程度調査が進んでおるのか、お聞かせ願ひたいと思ひます。

さらに、私から、戦時中軍の要請により乱掘した時代が問題じゃないかと思うので、その当時の状況を調査し、資料を提出していただきたいというお願いを申し上げてあつたはずであります。昨日、調査をいただきました。それは戦争中の生産状況の調査でございまして、私の質問しているのは、その当時乱掘したための処理が問題でないか、どのようにそのかすが処理されておつたかということと調査していただきたいということをお願い申したわけでありまして、その二点について御答弁願ひたいと思ひます。

○西家政府委員 第一の点でございしますが、鉱山保安局といたしましては、過去の資料を洗いざらい一応ある限りのものを集めまして、目下整理をいたしておる段階でございまして、大体まとまつた段階でございまして。

過去の資料につきましては、先生も御承知のとおり、またこの前の臨時国会で申し上げましたように、なかなか、特に戦時中の資料が全部ございませんで、いろいろほかの資料から集めまして、戦時中の生産の状況、それからそのときの選鉱方法、製錬方法、それからそれに伴います鉱害防止施設の状態等につきまして大体取りまとめを終わつております。ただ、どのような形で廃棄物が流れたか、あるいは処理されたかという点につきま

しては、目下のところ資料がどうしてもございせんので、明らかではございません。ただ、そういういろいろな資料をもとにいたしまして、戦時中がどうあつたかということにつきまして、いろいろ類推を進めておるような状態でございまして、それから私も、過去の鉱山の坑廃水あるいは堆積物と現在の神通川におきますカドミウムとの因果関係につきましてできるだけ調査いたしたいということ、そういう書類の調査のほかに、

昨年の秋ごろから科学技術庁におきます特別研究促進調整費というのをお願いをいたしまして、できるだけ鉱山から出るカドミウムがどういう態様で神通川に入るかという点につきまして、理工学的な見地から研究をいたしたいということで、ことし予算が大体とれまして、厚生省と一部共同ということで調査をすることによりまして、鉱山のカドミウムがどういう形で害を及ぼしておるかということにつきまして検討いたしたい、かように考えておるわけでございまして。

この調査につきましては、ちょうど本日から準備調査に入つておるような段階でございまして、大体研究そのものの主体は三月中に終わります。あと分析、報告等若干、二カ月ばかりおくれるかと思ひますが、そういう状態で、できるだけそういうことを調査いたしまして今後の予防対策ということにも用ひたい、こういうふうに考えておる次第でございまして。

それから第二点でございしますが、戦時中の資料の件でございしますが、先ほど申しましたように、生産量、それから当時の製錬方法、選鉱方法、それから鉱害防止施設、こういったものにつきまして大体取りまとめが終わつていますが、どういう形でどれだけのものが流れたかといったような点につきましては、現在つかめていない状況でございまして。

○古川(喜)委員 まあ戦前のことでございすから困難ではあらうと思ひますけれども、参議院の産業公害及び交通対策特別委員会の参考人の言によりますと、すでに御承知と思ひますが、石崎教

授は「私の推算では、二十数年前ですか、そのときのことを証拠立てることは非常に困難であらうが、可能である、可能性は十分ある。」というふうに述べておられるわけでありまして。さらにまた小林教授も、戦前の処理した選鉱と現在ためられてい

る堆積物、それから昭和三十年からりっぱな堆積物処理場ができた、そこに積まれておる量からしても、相当の量が流出しているものと思われるといふことをはっきり言われているわけですから、そこが一番やはり通産省としては調査をしてみたいところであるといふふうにおかれれば考えておるので、その点十分ひとつすみやかに調査を進めてもらいたいと思ひます。

○西家政府委員 過去の堆積物と生産量との関係によりまして、神通川に流出したであらうと想像される堆積物の量につきましては、私どもも、現在大まかな計算はいたしております。ただ非常に精密なことはわかりかねるような段階でございまして、なおできるだけ正確な資料を出したい、こういうふうな考えでおります。

それから今回の科学技術庁の特調費によりまして研究の内容でございしますが、これはイタイイタイ病の医学的な原因究明、さらにカドミウムの由来につきましては、これはもう現在厚生省において調査をやつておられます。このたびの厚生省との共同研究では、理工学的な見地から、鉱山施設からどういふメカニズムによつてカドミウムが神通川を汚濁しておるか、こういうことを究明することによりまして、その結果、工学的な予防対策を講じる、こういうことを目的といたしまして研究を始めたような次第でございまして。

その研究の第一のテーマでございしますが、これはカドミウムが川の中に入り込んだ場合に、どういふ形態でたとえば酸化物になるとか硫酸塩にな

るとか、どういふ形態でカドミウムが流れるか、こういうことを追求することによりまして、効果的な予防対策を考えたいということが第一の研究でございまして。

第二は、カドミウムの汚染の研究でございまして、廃水処理、これは鉱山は神通川に沿ひましてたくさんカドミウムを出す場所でございます。それぞの排水施設ごとに、それからまた上流の鉱山に關係のない地域、そういうところから出ますところのカドミウムにつきまして、これを絶対量として押えまして、どの施設がどのくらい川を利用しておるか、こういうことを把握することによりまして今後の予防対策の充実に期したいということでございます。

第三の研究は、これは簡単な研究でございまして、堆積物からどういふ形でカドミウムが浸出をして川に入るか。これは堆積物は古いものと新しいものとございまして、古い場合は相当高圧な圧力を受けて固まつておるわけでございまして、また古いものにつきましては、カドミウムの含有率が多いのでございまして、こういうものがどういふ形で川の中に溶けて入るかというそういう機構を研究することによりまして、将来堆積場の管理の面で対策を立てたい、こういうことにいたしておるわけでございまして。

それでは全然その原因究明に關係ないかと申しますと、一部やはり現在厚生省でやっております原因究明に参考になる点はあるかと思ひますが、その点につきましては十分両省連絡を密にいたしまして実施をしていきたい、こういうふうに考えている次第でございまして。

研究の日程でございしますが、すでに三つの研究のうち二つにつきましては、予備の委員会を終わらして、さつきよりから現地の予備調査に入つております。大体三月の中旬に先生方による現地調査を行ないまして、三月二十日過ぎに第二回の委員会を実施をいたしまして、二十四日から現地で研究を始め、三月三十一日までには終了いたしたい、かように考えておる次第でございまして。

委員会の構成メンバーでございますが選定関係の権威でございます東京大学の今泉教授を委員長といたしまして、東大の冶金学科の後藤先生、それから同じく東大の理学部の分析の教授でございます浜口先生、それから東大教養部の地学の教授でございます片山先生、それから埼玉大学理工学部の教授でございます嶋先生、それからこれは通産省でございますが、資源技術研究所の山田産業公害部長と木内鉱物部長、それから日本工業用水協会の藤田さん、この人たちにしまして、三つのうち二つのテーマにつきまして研究をしていただく予定にしております。

それからもう一つの厚生省との共同研究でございますカドミウムの態様の研究につきまして、これから日程をきめまして研究をいたす予定にしております次第でございます。

○古川(喜)委員 わかりましたが、新聞報道によりますれば、厚生省は病氣と鉱山との関係を究明する研究ならば、通産省と共同でやる意思は全くないというふうに書かれておるわけでありまして、したがって、いままでの日本の役所のなわ張りという点に対して苦い経験を持つておる一般国民は、盛んに先ほどから厚生省との共同研究ということを述べておられますが、中身が全然違っているんじゃないか、共同だなんて言っておられるけれども、全然共同体制はできておらんんじゃないかというふうに理解をしておるわけですが、どのように考えておられるのですか、承りたいと思います。

○西家政府委員 新聞等の報道によりまして、私の説明が不十分でございます、あたかも現在やっております原因究明のやり直しであるかのごときことが出まして、非常に誤解を招いたことにつきまして申しわけなく思っておりますのでございまして、事実には先ほど申しましたようなことでございまして、医学的な探求並びにカドミウムの由来につきましては、厚生省が単独で原因調査をやっております。その間、水とか堆積場の分析につきましては、われわれも一緒に参加をいたしま

してやっておりますわけでございます。それで、今回の調査はあくまでも予防対策に重点を置いたものでございまして、かねてから厚生省とは密接な連絡をとっておりまして、新聞等にいわれておりますような意思の不疎通、対立等はないものと私たちは考えておる次第でございます。

○古川(喜)委員 では伺いますが、一般には通産省は企業側の代弁をするものというふうに受け取られておると思うのであります。その事実は新潟の阿賀野川の流域水銀中毒事件でも、厚生省が工場廃水が原因であるというふうに発表する。そのあと通産省がそれと全く反対の結論を出したという印象を国民に与えている。したがって、いまだにはっきりとした政府の見解が出ておらないという、こういう事実からいたしまして、いまほど私が質問をしたことがぬぐい去ることができないわけなんです。

ここではっきりしておいていただきたいのは、通産省の調査はあくまでも重金属の坑産物あるいは堆積物による流出など、すなわち、同鉱業所の技術的なミスあるいは放漫な保安対策によるものかどうか、あるいは昔からの乱獲によるものかどうか、あるいは大昔から鉱床があつて自然流出した重金属がそのような結果をもたらしておるのか、などの点について行なわれるべきであるというふうにわれわれは理解しておるわけなんです。ところが、いまこゝばを聞きまして、予防対策ということが出てきておるわけですが、もちろん予防対策は大切ですが、しかしながら、いま起きているイタイイタイ病というものに通産省の果たす役割は、原因は神岡鉱業所から流れてきたのじゃないかといわれておる、それが事実かどうかというところに重点を置いてもらいたいと思うのです。いわゆる戦争中乱獲したその堆積物の処理がどうであったかどうか、それが明らかに神通川に流出しておつた結果こうなつたんじゃないかとかいうそういう事実調査をひとつやってもらいたいと思うのです。

タイ病と鉱山の関係を通産省が調査するのじゃないか、通産省はあくまでも、先ほど三つ申し上げました同鉱業所の技術的なミスとか、あるいは放漫な保安対策が悪かつたんだとか、あるいは昔からの乱獲がどうであつたかというふうな、堆積物がどのように処理されておつたかという事実調査をする。その点のように理解しておられるか。

○西家政府委員 先生の御指摘のとおりでございます、私も同様の認識をいたしております、あくまでも医学的な面につきましては、知識もございませんし、調査を現在もろろんしてないわけでございます。それからカドミウムと鉱山との関係につきましては、私も、私も坑産水に対する監督を常時やっておりますわけでございます、たまたまカドミウムに対する調査というのが、昔よくわからなかつたものでございまして、最近になってそういう問題が起りましたので、最近そういう点に焦点を合わせて監督してまいっておりますわけでありまして、カドミウムの現状調査ということにつきましては、すでに三十八年以來三回水流に沿ひまして調査を行なつた次第でございます。現在のところは、大体問題は一応ないんじゃないかというふうには考えているわけでございます。

なお、単に神通川だけの問題でございせんので、もしカドミウムに病氣が基因するといつたした場合には、こういうものに對する予防という点につきまして技術的な面での対策は講じなくちゃいかぬ、こういうことで今回の研究も始めたようなわけでございます。

なお、先生御指摘のとおり、過去の堆積物はどうなつたであらうか、あるいは過去の坑産物がどうなつたかということにつきましては、資料等を通じましてできるだけ明らかにしたい、こういうふうに考えております。ただ、先ほど申しましたように、戦時中の資料等はほとんどございせんので、非常にむずかしい点があるかと思ひますが、できるだけ綿密なことをいたしまして推定をいたしたい、かように考えている次第でございます。

います。

○古川(喜)委員 そのとおりやっていたかといふこと、ただ先ほど申し上げましたように、阿賀野川の水銀中毒問題のように、厚生省が工場廃水が原因であるというふうに発表すると、通産省がそれと全く異なつた発表をするというふうなことがあつては、やはり国民が迷惑をするわけなんです。イタイイタイ病と鉱山の関係を調べるつもりなら、もう先ほどから繰り返して申し上げておきますように、厚生省がやっておりますから、その点の責任分担を明らかにしてやつていただきたいと思ふのです。でなかつたら、厚生省は三月の上旬までには何とか結論を出したいといつておる、それで結論が出てくると、また通産省はそれと違つた結論を出すようなことになれば国民が迷惑する。また、そんなつまらないことで税金を使つてもらつても困るから、その点は分担を明らかにして調査をしていただきたいと思ひます。

以上で通産省関係は終わりました、厚生省のほうにひとつ御質問いたしたいと思ひます。

イタイイタイ病の患者は、昨年十一月に第三次検診をやりましたが新しい患者が出ましたし、今年度に入りまして二名新しい患者が出たといわれ、おるわけでありまして、そこで、いろいろ通産省なり厚生省なり、あるいは県当局で予防対策を講じておられるわけでありまして、当面重点施策として、やはり飲料水の問題があるわけでありまして、そこで、富山県厚生部からはイタイイタイ病発生地区、婦中町熊野地区の簡易水道計画が提出されておるのには御存じのとおりと思ひます。同病の特殊事情からいたしまして、国庫補助の引き上げ要望をしておるわけでありまして、この点についてどのように考えておられるか承りたいのであります。

○大橋説明員 お答え申し上げます。富山県婦中町に簡易水道の計画があるといふことは県を通じて私のほうも承知をしておるわけでございますが、簡易水道につきましては現行の制度では補助

率が四分の一ということになっておりまして、実施の段階で市町村の財政力指数——財政力指数を平たく申しますと、その市町村の財政事情が非常に悪いという場合にはこの数字が低い、逆の場合にはこの数字が高いという一つの指標でございまして、この財政力指数を用いまして、この財政力指数が〇・三以下のものについては三分の一、したがって、それを上回るものにつきましては、四分の一ということになっております。婦中町の場合の財政力指数は、過去三年のものを比べてみますと、平均〇・六六でございまして、現在の補助の方針からいまして四分の一に該当するということになるわけですが、町及び県当局は目下水源その他施設計画につきまして計画でございまして、まだ正規の申し込みは私のほうにまいっておりますが、採択する場合には、この特殊な事情を勘案いたしまして、優先的に取り扱いたいというふうに考えております。

○古川(善)委員 先ほども言いましたように、新しい患者の発生を見ておりますので、水の問題を解決するのは急務中になっておるわけでありまして、そこでも、いまおっしゃいましたように、本来なら神通川の伏流水もしくはそれを水源地とした簡易水道を布設すれば距離も一番短いわけなんです。ところが、不幸にしてそういう河床の水であるから、遠方から持ってこなければならぬ。さらに、その地区の人たちにすれば、われわれは公害を受けておるんだということで、普通の人たちが簡易水道を引こうじゃないかという考え方が多少違うわけなんです。われわれは被害者なんだ、だから自己負担というものは、国なり町なり県なりでやるべきだというふうな考え方があつたから、町としても困っているわけなんです。御存じのように、約一億三千万という膨大な金を一つの町が住民の健康管理のためにやろうとしておるわけですから、その点を十分勘案してその国庫補助の増額、いわゆる赤字の地方団体には先ほどおっしゃいましたような三分の一の補助という道も開いて

あるわけですから、そういう点を拡大解釈をしていただいて、できるだけ地元の要望にこたえて、その新しい患者の発生をこれから防ぐように努力をしていただきたいということを要望いたします。私の質問を終わりたいと思います。

○小笠原委員 関連して榎兼次郎君。

○榎委員 関連をいたしまして二点ばかりお聞きしたいと思つております。

いま古川委員は、現在患者が発生しておる箇所を代表して質問をされたわけでありまして、実は私の地域にも、この神通川の川沿いに住む人たちがいるのは神岡鉱山の人が数万人おるわけなんです。だからテレビ等で放送されるイタイイタイ病を見ると、見ておるわれわれの骨が痛いような感じがするわけなんです。それで医学上から見た原因というのはまだ判明しておらない、こういうようなことは聞いております。厚生省では、これは政府の機関として調査をされておるのですが、三月中には医学上から見た結論が報告される、こういうことを聞いておりますので、カドミウムが原因であるという前提に立つて議論を進めることはできないと思つておりますけれども、もしカドミウムが原因であるならば、現在の状態では、これら工場に働く人たちがいるのは川沿いに生活しておる数万人の人たちに対しては、もしカドミウムが原因であると前提をした場合に、現在安全であるかどうか、こういう点をひとつお聞きしたいと思つております。

○榎委員 たいだいまの御質問の初めのカドミウムが原因であるかどうかお聞きしたいと思つております。一月の報告によりますと、低蛋白、低カルシウムを基礎としたカドミウムが原因として起こつたものであるということ、カドミウムが原因であることはわれわれは認めております。そのカドミウムがどこから来たかということにつきましては、四十二年度の調査研究では、現在究明をいたしておる最中ではございまして、その点につきましては調査研究の結果を待つてから結論を出したい、こう

いうことでございまして。

それから現在の時点ですぐ起こるおそれがあるかどうかということではございまして、少なくともいままでの水にあらわれた数字、食品にあらわれた数字からは、われわれは危険だとは思つておりませんが、慢性蓄積性のものでございまして、二十年、三十年の単位で起こつてまいるものでございまして、現在は改善されていたと仮定いたしましたとしても、あとで起こる危険が完全に払拭しきれないというところは医学的に申せるかと思つております。

○榎委員 どうも前提にして話を進めていかどうかわかりませんが、カドミウムが原因である、しかしその発生の現場がわからない、わからないといふのが、大体神岡鉱山の敗戦前後のあるいは戦時中の乱掘の残滓の放出といふますか流出じやないか、こういうことに常識的にはなつておるわけですね。そうだと仮定をしますと、それが原因であると前提をしますと、現在数万人の人たちがその地域におる。私はしろとですが、一体カドミウムというものは水からのみ、水の媒介によつて人体に害を流すのか、あるいはほりが出て、そういうものは害にならないのか、これはしろと談話ですが、そういうこともわからない。したがつて、もし戦時中のあるいは敗戦前後の多量のカドミウムの流出によるものであるとするならば、現在は安全であるか、それを前提とするならば、現在数万人の人たちは安心して仕事をやり生活をするということができるかどうか、こういう点で、どういふ点で、もう一回ひとつ……

○榎委員 現在の時点では安全であるかということではございまして、現在の時点では得られた井戸水あるいは簡易水道の検査からはカドミウムは出ておりません。そういう意味で、その水を飲む人は、別にすぐさま心配をしておることはわれわれは思つておりません。

それからもう一つは、食品のほう、土にかなり出てまいりますから、食品を介して出るというところはございまして、現在の食品のレベルでは心配

するものではないということは、一応中間的な、口頭的な話としては聞いております。そういうことで、現在お住まいの方は非常に御心配なさる必要はないというぐあいにはわれわれ思つております。

○榎委員 それから私は、この議論が起きてからその原因の探求も必要であるけれども、まず患者の救済が第一じゃないか。確かに、しろと考へてすけれども、人体はいろいろな要素によつて構成されておる。ところが、かかった患者のグループといひますか人たちの指導と観察から、いわば、何か人体の構成要素がアンバランスになつて起きているのだ、こういうようなことも察知をされるわけなんです。したがつて、患者救済、予防措置といひますか、そのほうが優先すべきじゃないか、こう思ふのですが、通産省、厚生省、あるいは原因がわかつてから県の予算その他を使つて救済に努力はしておるようでありまして、まだ何か奥歯にもののはさまつたような、あるいは責任のなすり合ひといひますか、そういうようなことが感じられてならないわけなんです。したがつて、現行法規を最大限に活用するなり、あるいは救済の法律がなければ、これはつくつたていと思つております。そうしてまず患者を救済し、予防措置をとつてから、原因の探求は多少日がかかつてもやつてもらいたい、こういうぐあいに思つておりますが、その辺の政府の関係官庁の解釈。

それからもう一つは、先ほど答弁がなかったのですが、水にのみよつて媒介をするのか。あるいはこういう工場がまだ日本各地にあると思つております。そういうところでは私は常識論からいけば心配だと思ふ。そういうところの予防措置は、今後どういふような措置によつて解決をしていけるのか。関連質問ですから、この二点だけお伺ひして終わりたいと思つております。

○藤井政府委員 前段の御質問に対してお答えを私のほうからさせていただきます。御承知のように、この公害というのは、発生源と被害との因果関係がなかなか究明できないという特殊な事情が

多い。したがって、その原因が究明されないままにじんぜんと日を過ごすという事は、これは私は政治の姿勢として許すべからざる事だと思ひます。私はまだ日が浅いわけですが、就任早々そのことを特に強調いたしまして、やはり何と云つても本人の不摂生でなくしてこの病気が起こつた、歴然とイタイタイ病が起つておる、こういう事実ははつきりしておりますから、それに対していゝゆる加害者側である産業関係一般が、ひとつこれに対して何とか応急措置を考へてもらへるようなつなぎの体制もひとつ考へたらどうか。これはどの会社から出すということになると責任がそこへ結びつきますから、金を出して責任までとらなければならぬという事はいゝやがることは当然のことであります。そういうことでなくて、産業界全体がそういう仕事を通じて被害を及ぼすという関係においてひとつ考へてもらおうではないかという事で、目下そういう方向に向かつて検討を急いでおります。同時に私は、やはり本筋は、政府が、厚生省が中心になつて、一般的な援護措置について国が財政的な責任を持つ、こういうことが急がなければならぬ。特に、ことし昭和四十三年度予算において、二千万円が公害医療研究費という名前において計上されております。これは被害者に対する医療措置というところに直接は結びつきませんが、間接援護といひますか、そういう形で、被害を受けられた府県、地域に、国は二千万円をもつてこれが応援体制をつくる、こういうことができようかと思ひますのであります。御趣旨の点は私も全く同感でありますから、大いに努力いたしたい、このように思ひます。

○中谷委員 関連してただいまの政務次官の御答弁について一つお尋ねをいたしたいと思ひます。要するに、企業責任——公害基本法の審議の際にも特に力点を置いて問題にされたのは無過失責任という問題であつたと思ひます。といひますと、一〇〇%発生源と被害との結びつきが明確である、すなわち通産省、厚生省のことばをもつて言へば一般的な究明ではなしに、特殊の究明が全

く明白になされたというのではなしに、ある程度の蓋然性を持つておるということになつたならば、そのような企業というものは責任を考へるべきではないか、こういうふうに私は考へるわけですが、そういう前提からいひますと、先ほど政務次官が御答弁になつた二千万円のいわゆる来年度計上された予算などというものは、西には四日市せんそくの訴訟があり、あるいはまた阿賀野川の訴訟があり、そしてさらにこのイタイタイ病について本年三月初旬訴訟を提起しようとしておる。さらに水俣問題についても多くの不満を残して被害者は泣き寝入りをしておる。和歌山にもそのような問題がある。全国至るところに問題がある。したがって被害者に対するところの救済というものを、政務次官が善意で産業界一般に負わそうといふ、そういう考へ方も一つの方法だけれども、何と云ふも第一次的な責任というものは、私はその発生源と目されておるこの企業の社会的責任においてそのような賠償をするというところを通産省としても指導するべきではなからうか。個人対個人の問題ではないと私は思ふのです。そういうふうな被害者救済をしたことが責任を認めさせることになつていふような考へ方は、隣組のAという人とBという人の訴訟とか争ひの場合にはあり得るだらうけれども、社会的な責任を持ったところの大企業の問題としては、そのような発想、そのような考へ方、そのような配慮というものは私は適當でないと思ふ。すでに無過失責任というものが問題になつておる以上、そのような問題について被害者救済は、まず第一次的な責任を負うべきところの企業に、そのような働きかけをすべきだと思ふ。このような前提に立つて、たとえば阿賀野川の問題について、通産省は被害者救済の問題について、特に被害者がこのような状態の中で放置されておることは決して好ましいことではないので、すみやかにそのような点については措置をはかるべきだと私のほうは思ふと言つておられる。これは通産省として、そのような発

生源と目されておる企業に対しても、そのようなことを通産省自身の善意と責任で働きかけるといふことを含んでおるのかどうか。訴訟というものは、訴訟十年といふことが最近いわれておりまして、十年も被害者は待てない。十年もしんぼうしてやっと訴訟を起して、さらに十年もその訴訟のために結果を待たなければならぬ、そういうことをしんぼうできないので、そういうふうな努力を通産省としてもすべきだと思ふ。このような点についてひとつ御答弁をいただきたい。

同時に、厚生省のお立場をひとつ伺ひたいと思ふのですけれども、被害者救済法案等について考へ方は、おおむね私も承知いたしておりますけれども、この阿賀野川の問題にしろイタイタイ病の解決にしろ、少なくとも明確な責任を云々する以前に、訴訟を取り下げさせることなどとかいふことでなしに、加害者と目されておるところの企業に対して、その社会的な責任を負わせるように厚生省としても御努力されるべきではないか、こういう点について、ひとつ通産政務次官とそうして厚生省の御担当の方の御答弁をいただきたいと思ひます。

○藤井政府委員 私から申し上げるまでもなくすでに御承知だと思ひますが、鉾倉紛争処理のしかたは、当事者間の和解話し合ひ、それからいゝゆる和解の仲介による方法、第三番目は司法的な手段、で、鉾倉法によると、刑事的な問題でなくして民事的な関係でございまして、やはりはつきり結論が明白にならない以上は責任がない、こういうことは言えないと思ふのです、私の政治的な常識からいひても、鉾倉法においては無過失責任制度、こういうものがあるわけですが、しかし同時にまた、鉾倉法の賠償の義務者というものは原因が明らかになつた場合といふ、こゝにいたつたことも百九条でうたわれておるわけでございますから、問題は、私が先ほど申し上げたのは、その原因がはつきりしない間、現実に困つておる被害者に対してはひとつ何とか手を打つべきではないか、人道的な観点から、とりあえず暫定的にいつなぎをやるべきではないか、こゝにいうことで私のほうは私見を述べたわけでございますが、やはり法的な結論としては時間がかかる実情でございますから、暫定的な措置として、産業界全体の責任、公害を起しやすいた産業界全体に呼びかけて、当面の被害者に対する援護措置を進めるべきではないか、こゝにいう考へなんです。決して公害による処理を法律上おろそかにするといふ考へ方ではございません。

○中谷委員 一点だけ……私は橋本委員への答弁を前提としてお尋ねしたのであります。二千万というふうな金と問題にならない。産業界一般というふうなことで出される金なんかについてたかが知れておるだらう。まず第一次責任というものは加害者と目されておる企業にあるんだ、そうすると、いゝゆる特殊の究明といふものは一〇〇%なされないといふで、灰色の状態、蓋然性を持つていゝゆる状態、さらにその点が社会的にどうなのか、発生源といふことがこれほどまでに叫ばれておるといふような状態、少なくとも、そのようなことが疑わしいといふような状態においては、疑わしき罰せざるではなしに、そのような疑わしい状態を前提として、第一次責任である企業に、通産省が行政指導の一環として、メンツだとかそれが民事的な責任を前提とするかといふことでなしに、社会的な責任として被害者救済を進めなさいといふことを行政指導したからといひて、通産省はほめられこそすれ、けなされることはないじゃありませんか。そのようなことをおやりになる御意思はありますか、ぜひやつてもらひたい、こゝにいうことをお尋ねしたわけですが。

○藤井政府委員 御質問の趣旨は私も十分わかりますが、しかし結論は相手のある話で、私どもは、結果的に最後司法的な解決という手段に企業側は出るという想定も十分立つ、そうすると結局時間が長引いて、気の毒な目にあつたのは被害者である、そのためにとりあえず応急臨時措置を考へたらどうか、こゝにいう考へで申し上げたのです。(中谷委員)それを企業主にやらしたらどうかと聞

という前提が必要だと思ふ。そのためには、時間的に相当経過をしておる被害を受けた方々の気の毒な状態に対しては、私は、別途対策を急がなければならぬ、このように考えます。

○岡本(重)委員 いま科学技術庁のほうに話したのは、そつちへ戻るために話したのです。なぜかと言いますと、あなたのいまの説明は、このイタイタイ病の共同研究については、人体に対するところの影響度、これに対しては、これは厚生省がやる、しかし今度は、経路については私のほうでやるのだ、こういうお話でしょう。違いますか。

○西家政府委員 医学的な面と、それからどこからカドミウムが出てきたかという由来につきましても、現在厚生省の予算でやっておるわけです。

○岡本(重)委員 原因究明については私のほうはタッチしません、要するに、イタイタイ病がカドミウムによつた病気であるということに対しては、私のほうはそういう知識も何もありませんからタッチしません、ただ私のほうは、鉱山の中で、どういう経路で流れてきたか、そつちのほうの研究をする、こういうふうに二つに分かれてゐるわけでしょう。しかば、カドミウムによつたイタイタイ病であるということ、厚生省が結論を出した場合には、これはあなたのほうでそれをやらないのだから従わざるを得ないのじゃないですか。どうですか、保安局長。

○西家政府委員 確かに先生のおっしゃいますように、医学的な調査研究は私のほうでやっております。やつておりませんので、科学技術庁の報告が出ました場合には、医学的にわれわれしうとでございまして、それに対していまのところどういふことを言ふかということにつきましても、全く白紙の状態、ほとんど言うことはいない、こういうふうに考えております。ただ通産省といふたしましては、やはり厚生省の報告書をよく読んでみて、それから、それに対してどういふふうになる、そういうことに基本的に相なると思いますが、これはしかし、大体において当然厚生省が

責任を持つてお出しになるものでございします。で、実際問題といたしましては、そう対立するようなことはならない、かように思つております。

○岡本(重)委員 何か口の奥に物のほさまつたような状態ですが、大体いまあなたの答弁では、人体に対するものは厚生省でやつてゐるんだから、まして国の機関だから、そのとおり受け取るよりしかたがない、こういうふうなあなたの御意見だと思ひます。そうですね。私は経路じゃなくして病気の原因を話してゐるのですよ。その点はつきりしてください。

○西家政府委員 厚生省の結論を十分読ませていただきます、はつきりしたいと思ひます。

○岡本(重)委員 西家さん、あなた医学的に何のあれがないのです。しろうとなんです。それが、医者が出してきたものに對して、これを見てから病気を判断しますというのとは間違ひじゃないですか。だから、どこまでもカドミウムによる病気であるというのなら、そのカドミウムがどこから流れてきたか、それは別ですよ。そこまではいかなない。そこで、これはカドミウムが原因でこういうイタイタイ病になつたのだ、こういうふうに厚生省から出てくれば、それは認めないわけにいかないじゃないですか。どうですか。

○西家政府委員 私、正直なところ、大体先生の考えと同じだと思ひますが、医学的な研究をいたします場合でも、たとえば今度の場合も、動物実験ではそういうことが行なわれたと思ひますが、そういう場合にカドミウムの溶液を使つてやる、こういうことになると思ひますが、どういふ溶液でどういふふうの実験されたか、全体的なことはよくわかりませんが、そういうふうな判断をする過程につきまして、若干われわれのほうとも関連がございまして、その点につきまして十分厚生省と相談をいたしまして、十分納得のいくようなことであればこれは従ひたいと考えております。

○近江委員 被害者側が特別調査班をつくつて、そしてカドミウムがどうだという場合なら、それはなるほどあなたの立場としてチェックする必要はあるでしょう。厚生省も通産省も政府でしょう。したがつてそこで引き出される結論というものは、これはもつと厳正なものです。それでしよう。そういうわけで、厚生省としてもすでにこれは公衆衛生の部長が、カドミウムが原因でと公式見解を出しておるわけです。どこから流出したかというところ、この調査班が四月中に結論を出すと言つておるわけです。厚生省としては、いまさら原因究明などやる必要はないとはつきり言明しておるわけです。そうであるなら、ここは謙虚に、通産省が要するにいままでそうした公害対策について、抜本的な対策を講じていなかった、ということについて、えりを正して謙虚に、今後はこういうことについて万全の対策をいたします、そういうのが私はほんとうだと思ふ。それをあてもない、こうでもないというところは全くけしからぬと思ふ。あなたの方答弁でできなかったら、大臣を呼びなさい。委員長、大臣を呼んでください。こんなはつきりしない話はないじゃないですか。その点要求します。

○小峯委員長 大臣はいまおりません。それでは日をあらためましょう。

○岡本君、結論を急いでください。大体お約束の時間です。

○岡本(重)委員 じゃ、あらためて大臣に聞くことにいたします。

○西家政府委員 今度は経路の問題でありますけれども、現在はいまから行つてみたところではなかなかわからなない。そうすると、その当時そこにいた人、あるいはまたそれを目撃した人。この間参議院の公害対策委員会に出てきた、岡山大学の小林教授あるいは秋野博士の意見を尊重するかどうか。あなたもあのときに聞いていたはずですが、保安局長さんとなれば、保安局というのは、要するに鉱山を保安して、人体に影響ないようにする役目のあるところだと思ふ。そうすると、そういう人たちの意見を謙虚に聞く考えがあるかどうか。これをお願いいたします。

○西家政府委員 私どももいたしましては、確かに鉱山の予防という点の職責を持つておるわけでありまして、可能性のある場合でも、はつきりしない場合でも、できるだけそれが起こらないような方向で、今後予防対策を講じたい、かように考えておる次第でございまして、そういう意味から参考人の先生方の御意見は、非常に参考になつたかと考えております。ただ、一言一句参考人の先生の、たとえば数字的な問題につきましても肯定するといふわけではございせんけれども、先生方の考へておられる方向で、鉱害防止に今後も努力をしてまいりたい、かように考えております。

○岡本(重)委員 いままであなた方は見たこともない。それを目撃した人、あるいはそういう人が何人か証明した。そしてその調査にあたつては、それを尊重し、また農業被害についてもこれもよく意見を取り入れて調査し、適切にやつていく。予防、予防と言ひますけれども、予防はいまできておるのだから、六百万も予防の研究にあなた使つておつたのですから、たかがその半分の三百万くらいでも先に被害者に対して少しでも厚生省のようにな手打つてあげたらどうか。これを私は要望して、きよりの質問は終わりたいと思ひます。

○小峯委員長 次回は、三月一日金曜日午前十時十五分理事会、十時三十分委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後二時五十分散会

〔参照〕

昭和四十三年度通商産業省予算案・財政投融資計画について
昭和四十三年度の通商産業省関係予算案及び財政投融資計画について御説明申し上げます。
一 まず、通商産業省所管の一般会計予算案につきましては、総額八百六十八億六千五百万円

ありまして、前年度当初予算に対し一六・一%の増、補正予算に対し一二・二%の増となっており、次に、重点事項別に予算案の内容をみてみます。

(一) 企業体質の強化と産業構造改善の促進につきましては、一般会計では繊維工業構造改善事業の推進に必要な予算を計上いたしており、中小企業振興事業による繊維産業設備近代化融資のため資金を含め繊維産業構造改善事業全体計画の一六%相当分の事業を行なう等のため前年度比七二%増の九十三億一千七百万円を計上しております。

(二) 中小企業対策の拡充強化につきましては、前年度比一四%増の二百七十三億七千五百万円を計上しており、二年目を迎えました中小企業振興事業の事業規模の拡大をはかるため、共同工場、団地等に対する融資規模につきまして前年度比一八%の増、繊維産業設備近代化融資につきまして、前述のとおり全体計画の一六%相当分(前年の二倍)の資金を確保し、同事業団の事業運営費として前年度比三八%増の百六十二億七千五百万円を計上しております。

また、中小企業の技術開発力の強化をはかるため、公設試験研究機関の試験研究の助成に一億三千六百万円(前年度九千四百万円)、国立試験研究機関が行なう中小企業関連試験研究に三千九百万円(前年度一千九百万円)、さらに、中小企業者自体が行なう試験研究の助成を一段と強化することとしたしまして、従来からの補助金を九千七百万円に増額(前年度六千八百万円)いたしますとともに、新たに、業界団体が行ないます共同研究所設置に對しその設備費を助成することとしたしまして、四十三年度は玩具及び印刷合わせまして五千二百万円を計上しております。このほか、技術指導事業等を含めまして中小企業技術振興対策として前年度比二六%増の七億五千二百万円を計上しております。

さらに、指導事業の充実を期するため、商工会、商工会議所、中小企業団体中央会の指導員、補助

員のベースアップをはかりますとともに、新たに期末手当一カ月分を補助するほか、中小企業総合指導所の全府設置を完了することとしたしております。

なお、小規模企業対策の一環として、機械類貸与事業を拡充することとしたしております。

(三) 技術開発力の培養と技術的最先端産業の振興につきましては、前年度比一七%増の百七十億一千八百万円を計上しております。

まず、大型プロジェクト研究開発につきましては、前年度比十二億三千五百万円増の三十九億円を計上し、既存四プロジェクトの充実を期することとしたしております。

また、民間の技術開発に対する助成の強化につきましては、重要技術研究開発補助金に前年度比三億二千七百万円増の十二億円を計上いたし、民間の大規模研究テーマに對しても、高額補助による重点助成を行なうこととしたしております。

さらに、電子工業技術の振興をはかるため、新たに電子部品の信頼性技術の開発に一千九百万円、情報処理技術者養成対策に一千万円、合計二千九百万円を計上いたしますとともに、四十三年度からYSI-1に次ぐ民間ジェット輸送機の開発に着手するため一億円を計上いたしております。

なお、特許行政を強化するため、二十二億八千四百万円を計上しますほか、電子技術、自動車安全公害技術等に関する研究開発を引き続き拡充することとしたしております。

(四) 貿易の振興と経済協力の推進につきましては、万国博覧会開催準備百五十八億二千九百万円を含め、前年度比四七%増の二百三十九億一千八百万円を計上しております。

その内容は、ジェットロ、プラント協会、日本輸出振興センター、アジア経済研究所等輸出振興、経済協力機関の拡充をはかることとしたしており、ジェットロにつきましては、ウィーントレードセンターの新設、外資情報調査活動の開始等合計四十二億五千二百万円を計上、プラント協会につきましては、プラカレスト事務所の新設等二億九千四百万

円、雑貨センターにつきましては、機械開発事業の拡充一億七千万円、アジア経済研究所につきましては、電子計算機の導入等七億九千八百万円を計上しております。また、中小企業海外投資等あつせん事業、海外技術者受入研修事業、アジア生産性向上対策等国際経済協力関係につきましては九億六千万円を計上しております。

このほか、発展途上国の一次産品の輸入を促進するため、ジェットロの一次産品輸入促進特別基金に一億五千万円の出資を行なうこととしております。

(五) 産業立地の適正化と公害防止対策の推進につきましては、前年度比二%増の六十五億八千八百万円を計上しております。

まず、工業用水道事業につきましては、工業用水道事業費補助におきまして新規六地点、水源費補助におきまして新規一地点を追加し、既存事業と合わせまして六十二億八千九百万円を計上しております。

産業公害対策費につきましては、新規対策であります公害対策基本法に沿った公害防止計画策定のための調査及び悪臭実態調査に、総合事前調査の拡充等既存の施策を合わせまして前年度比二八%の一億三千四百万円を計上しております。

このほか、公害防止技術開発費をいたしまして、大型プロジェクトの脱硫技術、工業技術院試験研究所特別研究費等に前年度比二八%増の十三億八百万円を計上しております。

(六) 総合エネルギー政策の推進と資源開発の促進につきましては、石炭対策特別会計及び一般会計から石炭対策特別会計への繰入れ(四十二年四十五億七千万円、四十三年度〇)を除き、前年度比一二%増の二十六億一千万円を計上しております。

資源開発の促進につきましては、天然ガス基礎調査の拡充及び広域調査、精密調査、新鉱床探査のいわゆる三段階方式による探鉱の促進に加えて、非鉄金属の低廉かつ安定的供給をはかるため、新たに金属鉱物探鉱促進事業による海外鉱物資源の開発に取り組むこととしたしまして、このため

に、一億二千八百万円を計上しております。さらに、金鉱業につきましては、新たに一千万円をもって探鉱を行なうための基礎的調査を実施することとしたしております。

(七) 流通消費者行政の拡充強化につきましては、商品テスト網の整備等消費生活改善対策を前年度の約二倍の九千九百万円に増額いたしますほか、LPG保安確保及び生産流通対策、火災類保安対策等を含め合計一億二千五百万円(工業品検査所商品テスト室設置費一千九百万円は貿易の振興と経済協力の推進に計上)を計上しております。

また、万国博覧会の開催準備費につきましては、昭和四十五年の開催を控え、会場建設、政府出展準備等を早急に進めるため、前年度の約三倍の百五十八億二千九百万円を計上しております。

二、以上の通商産業省所管の一般会計のほか、特別会計にいたしまして、アルコール専売事業特別会計につきましては、歳入として七十八億四千九百万円、歳出六十四億八千九百万円、専売納付金十三億六千万円をそれぞれ計上いたし、輸出保険特別会計につきましては、歳入歳出とも百二十七億九千七百万円、機械類賦税信用保険特別会計につきましては、歳入歳出とも十三億円を計上しております。

また、石炭対策特別会計につきましては、歳入歳出とも前年度当初予算に對し一四・四%増、補正後予算に對し六・二%増の五百九十六億八千三百万円を計上し、石炭鉱業の安定策の一その充実を期することとしたしまして、石炭鉱業の合理化及び安定、保安の確保、鉱害の総合的処理、産炭地域の振興等の諸施策の拡充をはかることとしたしております。

三、次に当省関係の財政投融資計画について御説明いたします。

昭和四十三年度の当省関係の財政投融資計画総額は、八千五百五十五億円であります。これを昭和四十二年当初計画に比べますと一千二百四十億円、一六・八%の増加となっております。

以下機関別にその概要を御説明いたします。

(イ) まず日本輸出入銀行であります、船舶等の輸出、経済協力の拡大等をはかるため、貸出規模を三千三百五十億円に拡充し、このため出資四百八十億円を含め、二千六百三十億円の財政資金を投入する計画であります。

(ロ) 次に中小企業関係三金融機関につきましては、運用規模を四十二年度に対し一九％増の七千五百九十六億円に拡大するために中小企業金融公庫一千七百五億円、商工組合中央金庫百八十八億円、国民金融公庫一千五百八十五億円の財政資金を確保いたすとともに近代化促進貸付等の中小企業金融公庫の特別貸付けワクの拡大をはかるほか、新たに中小公庫、国民金融公庫に流通近代化特別ワクを設定いたすこととしております。さらに、繊維業をはじめ中小企業の構造改善を強力に推進するため昨年度発足した中小企業振興事業団の事業規模を二百六十億円に拡大いたしました。

(ハ) 日本開発銀行につきましては、従来の施策の拡充強化をはかるとともに、新たな施策といいたしまして国産新技術の企業化を強力に助成するため従来から設けられている重機械開発、新技術の企業化のための融資制度を抜本的に改善し、利率六・五％九十億円の国産技術振興資金ワクを設定することになりました。

また、繊維工業をはじめ乗用車工業、アンモニア工業を対象に合併、共同投資による大型近代化投資、業界全体の過剰設備処理を伴う合理化投資等に重点的に資金を投入するため、昨年度に創設された構造改善金融ワクを拡充し百二十億円を計上いたしましたほか、重油脱硫、原油備蓄タンク等につきまして、新たに所要の融資を予定いたしましたこととあります。

(ニ) 電源開発株式会社につきましては、従来から継続中の石炭火力発電所の建設と水力電源開発の工事を推進するとともに、新たに、二地点の水力発電工事に着手することとし、そのため財政融資二百七十八億円を予定しております。

(ホ) 石炭関係の機関につきましては、石炭鉱業合理化事業団整備資金に十億円、産炭地域振興事

業団に四十二億円、鉱害基金については十九億円の財政融資を予定しております。

(ヘ) 金属鉱物探鉱促進事業団につきましては、従来からの国内探鉱業務を推進するとともに、新たに、海外での探鉱業務等を行なわしめることとし、このため出資二億円を含め、二十三億円の財政融資を計画しております。

(ロ) また、海外原油開発体制を抜本的に強化するため、昨年設立された石油開発公団に対し、六十億円の出資を行なうこととしております。

(ハ) 公害防止事業団につきましては、業務を拡充するため五十五億円の財政融資を計上するほか、新たに、貸付金利の平均〇・五％前後の引き下げをはかる予定であります。

(ニ) 最後に、日本航空機製造株式会社につきましては、中型輸送機YS-11の量産事業の本格化に資するため、あわせて六十億円の政府保証付き長期短期市中借入れの助成措置をとっております。

以上簡単ではございますが、通商産業省関係の予算案及び財政投融資計画の説明をさせていただきます。よろしくお願いたします。

昭和四十三年度経済企画庁予算概要

昭和四十三年度経済企画庁関係の予算及び財政投融資計画につきまして、その概要を御説明申し上げます。

総理府所管一般会計歳出予算のうち当庁関係の予算の総額は三百三十五億八百八十三万円であります。前年度予算額三百三十九億八千五百九十七万円に比較いたしますと十五億一千五百八十六万円の増額となっております。

これを予算の主要経費別に区分いたしますと、公共事業関係費以外の経済企画庁一般の経費では二十九億七千四百七十二万円を計上しております。前年度予算額に比較いたしますと三億四百七十九万円の増額となっております。

これに對しまして、公共事業関係費では三百五十二億七千七百一十一万円を計上しております。前年

度予算額に比較いたしますと十二億一千七百七万円の増額となっております。

まず、経済企画庁一般の経費の内容につきまして、御説明申し上げます。

第一に、経済企画庁一般行政及び審議会等に必要経費では十億四千五百九十六万円を計上しております。

これは、一般事務を処理する経費のほか、経済運営の基本方針の策定、長期経済計画関係業務、国民生活の向上対策、物価安定対策、内外の経済動向の調査分析及び水質保全に必要な経費等であります。

第二に、国土総合開発に必要な経費として八百三十六万円を計上しております。

これは、国土の均衡ある開発発展をはかるため全国総合開発計画の策定、地域開発体制の整備、離島・山村振興対策等及び水資源開発に必要な調査費等でございます。

第三に、国土調査に必要な経費では十三億八千六百八十八万円を計上しております。

これは、国土調査事業を行なう経費で、主として、地籍調査の事業費でございます。

第四に、経済研究所に必要な経費では、二億五百七十二万円を計上しております。

この経費は、経済構造及び経済循環の基礎的な研究調査並びに国民経済計算の調査及び分析に要するのためのものであります。

第五に、豪雪地帯対策特別事業に必要な経費では一億二千万円を計上しております。

この経費は、豪雪地帯において、地方公共団体が雪上車を購入する場合に、その経費の一部を補助するものであります。

第六に、振興山村開発総合特別事業に必要な経費では八千万円を計上しております。

この経費は、豪雪地帯にある振興山村に社会開発のための模範施設として、地方公共団体が豪雪山村開発総合センターを建設する場合、その経費の一部を補助するものであります。

第七に、地域開発計画に必要な経費では、新た

に五千三百万円を計上しております。

この経費は、各省各庁の所管する各種の地域開発計画に関連する調査につき、総合的な促進をはかるためのものでありまして、前年度の公共事業関係費の地域開発計画調査調整費等を振りかえたものであります。

次に、公共事業関係費の内容につきまして、御説明申し上げます。

まず、第一に、国土総合開発の調整に必要な経費では六十二億円を計上しております。前年度予算額に比較いたしますと三億五千万円の増額となっております。

第二は、離島振興関係事業でございます。離島振興事業費、農林漁業用揮発油税財源身替離島農道等整備事業費、揮発油税等財源離島道路整備事業費の三者を合わせて百四十六億二百六十八万円を計上しております。前年度予算額に比較いたしますと九億五千六百七十四万円の増額となっております。

その増加率は、約七パーセントで、災害復旧等を除いた全国公共事業費の伸び率を上回り、離島における交通体系の整備と産業基盤の充実に重点を置いて必要な事業を推進し、これによってできるだけ離島と本土との格差の是正をはかることとしております。

第三に、水資源開発事業に必要な経費では九十七億二千四百四十四万円を計上しております。

この内容は、水資源開発公団が、利根川水系、淀川水系、筑後川及び吉野川水系における既着工継続事業等を既定計画どおり実施するほか、新たに淀川、木曾川及び吉野川の三水系における実施計画調査及び建設事業等を同公団が施行するため必要な経費等であります。

なお、愛知用水公団を四十三年十月から水資源開発公団に統合することとしております。

以上、一般会計予算の概要を御説明申し上げます。次は、当庁関係の財政投融資計画につきまして、簡単に御説明申し上げます。最近

における対外経済協力拡充の要請にこたえるため資金運用規模を前年度の二百九十億円から四十三年度は、百五十億円増の四百四十億円を予定しております。

これに要する資金源は、資金運用部資金から二百億円の融資を受けるほか、一般会計出資金六十億円を含めた自己資金等二百四十億円を充てることにいたしております。

次に、東北開発株式会社につきましては、前年度に引き続き、会社の再建をはかるとともに、東北開発の促進のために実効ある新規事業を実施することといたしております。

このため、産業投資特別会計からの出資金十五億円と公募債十三億円を予定いたしております。

次に、水資源開発公団につきましては、総事業費は前年度の三百二億円に対し四十三年度は二百九十三億円を予定いたしております。このため、資金運用部資金から九十億円の融資を受けるとともに、公募債三十九億円のほか、前に申し上げました水資源開発事業費を含めた自己資金等百六十四億円を充てることにいたしております。

次に、北海道東北開発公庫につきましては、資金運用規模を前年度の四百億円から四十三年度は十億円増の四百十億円を予定しております。

これに要する資金源は、産業投資特別会計からの出資金五億円資金運用部資金等政府資金と公募債で二百七十五億円のほか、自己資金等百三十億円を充てることにいたしております。なお、融資のうち、特定のものについては、特別金利を適用することといたしておりますが、細部については検討中であります。

以上をもちまして、経済企画庁関係の予算並びに財政投融资計画についてその概略を御説明申し上げます。

何とぞよろしく御審議のほどお願いいたします。

昭和四十三年三月四日印刷

昭和四十三年三月五日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局